



TOKIO MARINE  
NICHIDO

# 東日本大震災からの 復旧に向けて

～復旧ガイド～

2011年4月

東京海上日動火災保険株式会社

この度の東日本大震災により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

この地震により多くの企業が甚大な被害を受け、復旧の目処が立っていない状況にあります。この復旧ガイドは、このような状況下において事業主である皆様の事業復旧のための一助となることを願い、作成しました。

※本ガイドの内容は、2011年4月1日時点の情報に基づき作成しています。

東京海上日動火災保険株式会社

## 目 次

I. はじめに .....	4
1. 事業再開に向けた経営者の視点.....	4
2. 取り組みの一例.....	4
II. 安全について .....	7
1. 余震への備え .....	7
2. 防犯 .....	8
3. 停電による注意点 .....	8
4. ガレキ撤去における注意点.....	9
5. 修理・修復にあたって .....	10
III. 事業再開に向けて .....	11
1. 事業再開方針の決定.....	11
2. 被害の把握.....	11
3. 事業再開に向けた社内組織の再構築.....	12
4. 事業再開を進めるうえでのポイント .....	12
IV. 取引先・サプライヤー等との連絡・調整 .....	13
1. ライフラインの復旧状況確認 .....	13
2. 取引先との連絡・調整 .....	14
3. サプライヤー・協力会社との連絡・調整.....	14
4. 同業他社・業界団体との連絡・調整 .....	15
5. マスコミ・官公庁対応 .....	15
6. 周辺地域との協調.....	16
V. 事業再開に必要な経営資源 .....	17
1. 事務所・営業店舗の点検・片付け .....	17
2. 工場建屋・生産設備の点検・復旧.....	17
3. 従業員の勤務体制.....	18
4. 情報システム稼働状況の把握・トラブル対応 .....	18
5. 代替調達・代替生産の検討.....	19

VI. 従業員のケア.....	20
1. 労働関係の相談先.....	20
2. 給与支払い(自宅待機者を含む).....	20
3. 労働時間管理.....	20
4. メンタルヘルスケア.....	21
VII. 事業資金について.....	23
1. 被害見積り(復旧資金見積り).....	23
2. 罹災証明の申請.....	23
3. 緊急融資、各種支援制度.....	24
4. 手続等の特別措置.....	25

作成 : 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

# I. はじめに

## 1. 事業再開に向けた経営者の視点

経営者は、生産設備および商品・部品在庫等の被害状況を確認し、どの製品・サービスをいつまでに納品・提供すべきなのかを定める必要があります。その決定事項に基づき、事業復旧に向けた具体的な活動に取り組むことになります。

このとき、必ずしも、お客様のニーズどおりに製品・サービスを提供できるとは限りません。この場合には、お客様と速やかに連絡を取り、丁寧に事情を説明して、お客様の理解を得ることが大切です。

## 2. 取り組みの一例

事業再開に向けた取り組みに関する時系列での実施項目の例を、会社内の機能ごとに分類して下記に示します。

(1)及び(2)はすべての企業が対象となりますが、(3)は業種ごとに内容が異なるため、該当箇所をご参照ください。

### (1)本部機能の役割

	初動期	戦略・展開期	復旧・代替期
経営者	非常事態宣言の発令	事業再開方針の決定 各部署の状況確認・判断	事業再開の状況判断、指示
対策本部	対策本部の設置 社内被害情報収集	全社対策会議の開催 社内部署間の各種調整 事業復旧計画の作成	各部署への指示・調整

**(2) 管理部門、営業部門の役割**

	初動期	戦略・展開期	復旧・代替期	
総務・広報	社員の安否確認			
		従業員、家族への対応		
	施設の安全確認	社外、社内復旧状況の情報収集		
	二次災害の防止			
		ライフライン、交通機関、行政対応の情報収集		
		食事、宿泊施設などの手配		
	社外対応窓口の設置	社内復旧計画の作成 必要資材・機器の手配 応援要員の確保 必要物資の手配	社内復旧作業依頼・実施	
経理	手持ち資金の把握	資金調達の要否検討 公的支援の情報収集	公共機関との調整 金融機関との調整 事業再開に伴う 資金計画決定	
	社内システム	情報ネットワークの被害把握	復旧、代替方針の決定 代替システムの立上げ	復旧作業、代替システムの使用
		営業	自社商品/サービスの被害状況把握 取引先の被害把握	取引先復旧状況の把握 取引先への連絡・調整

**(3) 現業部門の役割(業種別)**

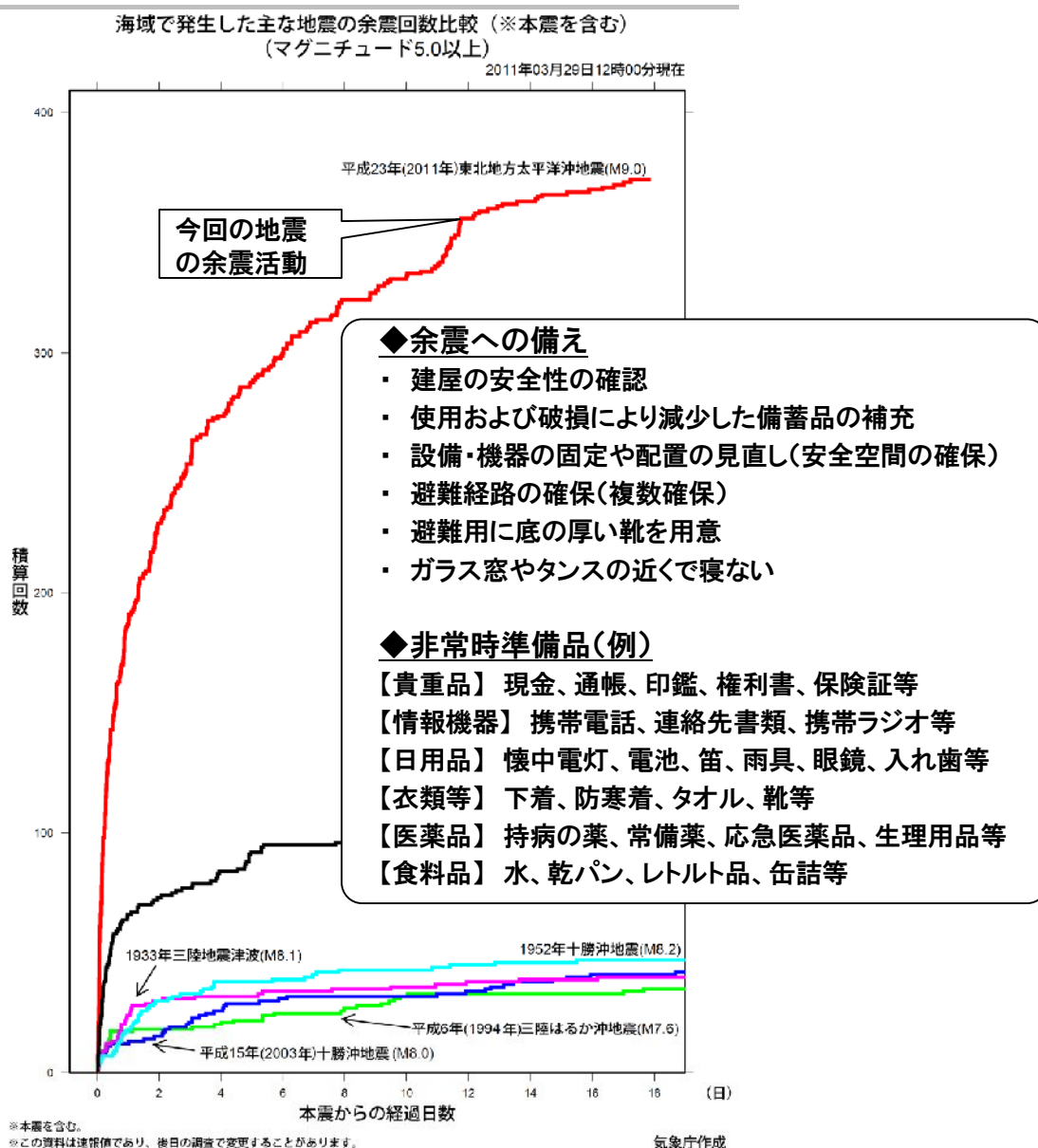
	初動期	戦略・展開期	復旧・代替期
製造	施設・設備の安全確認と被害把握 材料・部品の在庫確認	社内施設・設備の復旧、代替方針決定 材料、部品の調達可否(サプライチェーン)の把握	施設・設備の復旧、代替 材料、部品の調達
小売	施設・設備の安全確認と店内被害把握 お客様及び従業員の安全確保・避難 商品の在庫確認	施設・設備の復旧、代替店舗展開方針決定 各店舗の需要確認 商品の調達可否(サプライチェーン)の把握	施設・設備の復旧 販売の再開
	緊急物資の販売		
建設	現場及び既施工物件の安全確認・状況把握と被害把握 現場二次被害の防止策 工事発注者(官公庁・企業等)との連絡体制確保	リソースの確保(資機材、協力会社等) 緊急復旧工事対応 既存顧客対応	
自動車販売	店舗・設備の安全確認と被害把握 本社・他営業店状況把握	修理依頼対応 被災店舗代替拠点検討 保険受付業務の遂行	車両販売の再開
IT	自社施設の安全確認と被害把握 顧客システムの復旧に向けた体制の構築	顧客システム復旧作業の手配・実施 顧客からの復旧依頼受付	システム開発案件の再開判断
ホテル・旅館	施設・設備の安全確認と店内被害把握 宿泊客及び従業員の安全確保・避難 宿泊客の帰宅支援	建物・設備の復旧依頼 被災者・応急復旧要員等の宿泊受入 外注サービスの復旧状況把握、代替手段手配 得意先・予約客対応	建物・設備の復旧工事の実施
金融	施設・設備の安全確認と被害把握 各種情報システムの稼働状況確認	施設・設備の復旧、代替拠点の展開 監督当局との連絡調整 臨時営業の実施	通常営業への復帰に向けた作業の実施

## Ⅱ. 安全について

### 1. 余震への備え

今回の地震の余震活動は、過去の事例に比べて極めて活発な部類に属します。余震は引き続き発生していますので、特に下記地域では嚴重な警戒が必要です。

- ・ 3月11日の本震により、大きな被害を受けた地域（余震による家屋の倒壊、土砂崩れなど）
- ・ 沿岸部地域（余震による津波、大潮による浸水、冠水など）



出所:気象庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」について(第30報)より

## 2. 防犯

3月11日に発生した地震および津波以降、下記事案の発生が確認されております。

- ・ 店舗や事務所等で商品や現金を盗む事案
- ・ 戸建て住宅等の建物内に侵入する事案
- ・ 駐車中の車両からガソリンを抜き取る事案

中には、白昼に大勢の者が店舗に侵入して商品を盗む事案も発生していますので、このような災害に乗じた犯罪被害に遭わないよう、十分に注意が必要です。

### 【犯罪被害に遭わないために】

- ・ 大切なものはその場に残さず、安全な場所へ移す  
(停電により防犯システムは作動しないおそれがあります)
- ・ キャッシュカードやクレジットカード等で紛失しているものについては金融機関に連絡し、止めてもらう。

## 3. 停電による注意点

電力が復旧した後の感電および火災を防止するために、清掃・復旧活動に参加する人は、下記の点に注意が必要です。

- ・ 電気機器が水で濡れている場合には、電源を切る
- ・ 電源は、専門の電気技師の確認が終わるまで、入れない
- ・ 絶対に切れた電線に触れない
- ・ 発電機を使用して建物に電力を供給する場合は、メインのブレーカーのスイッチまたはサービスパネルを、「オフ」にしてから発電機を起動する
- ・ 停電前にブレーカーを切り、機器のプラグを抜く。停電解消後はブレーカーを入れた後にプラグを差し込む
- ・ 電熱器具はコンセントからプラグを抜いておく
- ・ ガス漏れ警報機は作動しないため注意が必要
- ・ 防犯システムは作動しないおそれがあるため確認が必要
- ・ パソコン等OA機器の使用中に停電になると、入力中のデータが消失したり、機器が故障するおそれがあるため、事前に電源を落とす

## 4. ガレキ撤去における注意点

### ◆衛生管理(防護具)

安全な復旧作業を行うために、下記の個人防護具の使用が望まれます。

- ・ ヘルメット
- ・ ゴーグル
- ・ マスク
- ・ 軍手
- ・ 重作業用手袋（コンクリートやブロック、廃材や廃棄物等を扱う重作業を行う場合）
- ・ 耐溶剤・耐薬品手袋（溶剤や薬品等を扱う作業を行う場合）
- ・ 安全靴、防水ブーツ
- ・ 耳栓

チェーンソー、バックホー、トラクター、舗装ブレーカー、送風機、乾燥機など機器からの過度のノイズは、耳鳴りと聴覚障害を引き起こす可能性があります。叫ばなければお互いに聞こえない場所では耳栓をしましょう。

### ◆作業の注意点

安全な復旧作業を行うために、下記の点に注意が必要です。

- ・ ガレキ撤去後の搬送先(処分場)の事前確認
- ・ アスベスト使用建物の解体工事については、専門業者に依頼
- ・ 水没した車はエンジンをかけない(発火するおそれあり)
- ・ 路上等で危険物(ガスボンベ等)を発見した場合は、近寄ったり、触れたりせずに、警察へ通報
- ・ ケガをした場合、砂粒や金属片などの異物が残らないように流水で十分に洗浄し、患部を消毒する(破傷風予防)

## 5. 修理・修復にあたって

被災地の工事関係者は依頼が集中し、工事の実施が数ヶ月後となるおそれがあります。また、設備や機械の修理・修復についても業者に依頼が集中し、期間を要するおそれがあります。業者に発注する際は、見積りを取り、内容をよく確認したうえで契約するようにしましょう。また、他にも『点検する』と訪問して、不要な修理・修復まで勧められることも考えられます。そのような勧誘を受けた場合は、本当に必要なものかよく検討しましょう。契約について不安な点がありましたら、法テラスまたは消費生活センターに相談することも有効です。

なお、今回の地震で被害に遭われ、地震保険に加入している方は、加入している保険会社に連絡を行い、どのような場合に保険金を請求できるのか、請求方法について問合せをしてください。また、被害状況を写真により記録しておくことが請求時に重要となります。

### ◆東京海上日動火災保険株式会社

- 地震による被害のご連絡先 TEL: 0120-119-110  
(土曜・日曜・祝日も含め24時間受付)
- 商品のお問い合わせ先 TEL: 0120-868-100  
(土曜・日曜・祝日も含め9時～20時受付)

(お役立ち情報)

○法テラス :

- ・東日本大震災電話相談窓口 TEL: 0120-366-556  
(平日のみ、10時～15時受付)

[http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu\\_info/20110322press.html](http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/20110322press.html)

○消費生活センター :

- ・震災に関連する悪質商法110番 TEL:0120-214-888  
(岩手県、宮城県、福島県の消費者限定。土曜・日曜・祝日も含め10時～16時受付)

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

## Ⅲ. 事業再開に向けて

### 1. 事業再開方針の決定

「どの製品・サービスをいつまでに納品・提供すべきなのか？」このような事業再開に向けた方針を決定するためには、まずは自社の経営資源(ヒト・モノ・カネ)の被害状況を把握するとともに、取引先やサプライヤーといった自社以外の被害状況についても、速やかに把握することが必要です。

経営者は被害の状況を踏まえ、また通常に比べて限られた経営資源で事業を行うことになることを考慮して、緊急性の高い業務を判断し、事業再開方針を決定することが必要です。

#### ◆方針決定において検討すべき項目の例

- ・ 営業店舗や製造拠点の復旧計画、復旧費用の見積り
- ・ 従業員の勤務体制、協力会社を含めた応援要員の確保
- ・ 需要の予測と在庫の把握、サプライヤーへの手配
- ・ 取引先との連絡・調整、代替調達や代替生産の検討

### 2. 被害の把握

事業再開に向けて、まずは被害状況を確認し、これを正確に把握することが必要です。

#### ◆確認が必要な項目の例

- ・ 役員、従業員の安否確認。業務に従事することが可能な従業員の把握  
(誰が、いつまでに出社できるようになるのか)
- ・ 物的被害 [事業拠点(建物)、事業用機械設備、事業用車両、商品在庫など]
- ・ 今後の資金の見通し(運転資金等)

### 3. 事業再開に向けた社内組織の再構築

事業再開に向けて、社内における各人の役割を再確認することが必要です。

この場合、自社の被害状況を踏まえて災害対策本部では、例えば、

- ・ 出社不能となった社員の役割を誰が代替して担うのか
- ・ 再開のために追加で生じる業務を誰が担うのか(どの程度の人員・体制で行うのか)
- ・ 通常業務は誰が担うのか(どの程度の人員・体制で行うのか)

といった点を明確にし、再開に向けて社内の組織を再構築することが必要です。

また、被災地域にあつて事業再開に向けた情報収集が困難な場合には、情報収集が可能な拠点に従業員を配置することも有効です。

### 4. 事業再開を進めるうえでのポイント

危機は必ずしも想定したシナリオどおりには展開しません。予期せぬ展開をした時、想定外の事件が発生した時に、経営者が最低限チェックすべき項目を下記に示します。

- ・ この「対策」で目指すものは何か(目標の明確化)
- ・ 関係者に協力を依頼するものは何か
- ・ いつまでに対策を実施できるか
- ・ 代替策は可能か
- ・ いつ誰に情報開示するか
- ・ 対策の内容が企業倫理、法律に抵触していないか

## IV. 取引先・サプライヤー等との連絡・調整

### 1. ライフラインの復旧状況確認

事業再開には電気、ガス、水道といったライフラインの復旧が不可避です。各市町村の復旧状況について確認し、事業再開に向けた準備を行います。

(お役立ち情報)

#### ◆ライフラインの復旧状況

○青森県

[http://www.pref.aomori.lg.jp/koho/disaster\\_life\\_base.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/koho/disaster_life_base.html)

○岩手県

<http://sv032.office.pref.iwate.jp/~bousai/>

○宮城県

<http://www.pref.miyagi.jp/kinkyu.htm>

○福島県

<http://www.pref.fukushima.jp/j/>

○茨城県

<http://www.pref.ibaraki.jp/20110311eq/index8.html>

#### ◆地震発生による停電等の状況について(東北電力)

<http://www.tohoku-epco.co.jp/emergency/9/index.html>

#### ◆計画停電に関する情報

○東北電力

[http://www.tohoku-epco.co.jp/information/1182377\\_821.html](http://www.tohoku-epco.co.jp/information/1182377_821.html)

お問い合わせ先 : 0120-175-566

○東京電力

<http://www.tepco.co.jp/index-j.html>

お問い合わせ先 : 0120-925-433

#### ◆都市ガス供給の停止状況

<http://www.gas.or.jp/default.html>

## 2. 取引先との連絡・調整

事業再開に向けて、まず取引先(販売先)と連絡を取り、お互いの状況について確認が必要です。確認を行った結果、取引先からニーズのある製品・サービスの再開に長期間を要する要素・資源については、代替方法がないか検討し、必要な対応を行います。

### ◆確認が必要な項目の例

- ・ お互いの連絡先の再確認
- ・ 取引先の被害状況と復旧見込み
- ・ 取引先にある在庫数量の確認
- ・ 取引先の営業再開日

## 3. サプライヤー・協力会社との連絡・調整

取引先からニーズのある事業の再開に向けて、サプライヤーや協力会社の状況についても、確認が必要です。

### ◆確認が必要な項目の例

- ・ お互いの連絡先の再確認
- ・ サプライヤー・協力会社の被害状況と復旧見込み
- ・ サプライヤーにある在庫数量の確認
- ・ 自社に関係する製品の出荷見込みと要請

既存のサプライヤーや協力会社からの調達難しい場合、取引先(販売先)から求められる事業再開期限に余裕があれば、自社から応援要員を派遣して復旧支援を行うことができますが、そうでなければ、別途、調達可能な企業を探す必要があります。後者の場合は製品仕様の相違や信頼関係等の問題もあるため、取引先(販売先)とも調整を図り方策を決定します。

一方で、自社の被害状況が甚大で事業再開に長期間を要する場合、可能であれば、サプライヤーや協力会社にも復旧支援を依頼し、早期再開を図ることが重要です。

加えて、サプライヤーや協力会社との連携にあたり、物流機能の確保が重要です。以下の情報を入手し、全ての関係者間で共有しておきましょう。

- ・ 道路(輸送ルート)の被害・復旧状況や規制等に関するリアルタイム情報
- ・ 一箇所集中等による混雑も考慮して複数の代替経路の検討
- ・ 燃料が確保可能なガソリンスタンドに関する情報

(お役立ち情報)

○国土交通省 交通関係の復旧状況

[http://www.mlit.go.jp/saigai/saigai\\_110311.html](http://www.mlit.go.jp/saigai/saigai_110311.html)

## 4. 同業他社・業界団体との連絡・調整

再開に長期間を要する事業等については、同業他社への代替生産を通じて、取引先に対する供給責任を果たすことが可能です。業種によりますが、事前に協定等の取り決めがなかった場合でも、業界団体等を通じて同業他社で情報交換を行いお互いに助け合う例もみられます。まずは業界団体へご相談ください。

ただし、競合する同業者への重要な製品・サービスの生産委託は、自社技術の流出のほか、契約そのものの奪取や、復興後の事業展開に困難が生じる可能性もあります。当然ながら、お互いが助け合いの精神を持つことが重要ですが、連携する場合は、平時の信頼関係をもとに、連携先として選択する企業や連携の内容等を検討しておく必要があります。

## 5. マスコミ・官公庁対応

自社の被災状況や事業再開の見通し、復旧状況等について、マスコミや所管官庁、地方自治体に対しても、適宜報告を行います。

特に、危険物等を取り扱う工場や事業所では、危険物質漏洩の危険性等のリスク情報についても、自社のウェブサイト等で提供するだけでなく、マスコミや自治体、周辺地域に対しても積極的に提供する必要があります。

福島第一原子力発電所の問題をうけて、地域住民や社会全体が企業の安全管理の取り組みを見る目が厳しくなっています。何らかの問題が発生した場合には、①判明した事実、②自社の対応、③今後の見通しを明確に伝え、適切なクライシス・コミュニケーションに努める必要があります。

## 6. 周辺地域との協調

事業再開にあたり、企業は、電気や水、ガス等のライフラインや、道路、燃料、さらには従業員も含めて、地域社会の様々な資源を使用します。しかしながら、いまだに多数の行方不明者がおり、インフラが復旧していない地域もある中で、企業としても地域社会の復旧・復興と協調した形での資源の利用が求められます。

事業再開に際しては、周辺地域の被害・復旧状況や住民の感情に十分に配慮し、場合によっては自社の施設や敷地、物資等の資源を一部提供するなど、協調的な姿勢で臨むことが求められます。なお、一部施設への受け入れを行う場合は、進入禁止エリアの設定や利用の仕方の周知などに努める必要があります。

## V. 事業再開に必要な経営資源

### 1. 事務所・営業店舗の点検・片付け

事務所や営業店舗において事業を再開するにあたっては、従業員や来客の安全を確保するため、被害箇所の点検を行い、安全上の問題がないことを確認することが必要です。また、散乱したもので怪我や転倒などしないよう片付けが必要になりますが、これらの作業は必ず危険が及ばない範囲でのみ行うようにしてください。

#### ◆確認が必要な項目の例

- ・ 外壁や窓ガラスの破損
- ・ 什器の破損や転倒
- ・ キャビネットやロッカーの転倒
- ・ エレベーターの不具合
- ・ トイレの水漏れ
- ・ 給湯室のガス漏れ

### 2. 工場建屋・生産設備の点検・復旧

工場において生産活動を再開するにあたっては、従業員の安全を確保するため、工場建屋や構内の点検を行い、安全上問題がないことを確認することが必要です。また、製造設備についても同様に点検を行い、必要に応じて、設備メーカーに据付・調整を依頼してください。これらの点検において問題が見つかった場合には、復旧作業の緊急性と復旧にかかる費用を比較検討して、必要な箇所から速やかに復旧工事に着手して、事業再開を目指すことになります。

#### ◆確認が必要な項目の例

- ・ 構内の地盤沈下や地割れ
- ・ 柱や梁、外壁、天井部材、窓ガラスなどの破損
- ・ 空調設備や照明設備の破損や不具合
- ・ 製造設備の位置ズレや不具合
- ・ 配管やケーブルの破損や断線
- ・ 危険物などの漏えい

### 3. 従業員の勤務体制

事業を再開するにあたっては、通常に比べてどの程度の従業員が勤務可能であるかを把握する必要があります。このとき、従業員本人が怪我をしていなくても、その家族に負傷者がいる場合には、しばらく勤務できないことがあります。また、交通事情によっては通勤できないことがあります。

十分な従業員が確保できず、事業再開に支障が生じる場合には、営業店舗や工場間で人員を調整することで、応援要員を確保してください。

#### ◆留意すべき項目の例

- ・ 勤務体制の検討
- ・ 食事や宿泊場所の手配
- ・ 通勤手段の確保
- ・ 労働時間の管理
- ・ 給与支払い
- ・ メンタルヘルスケア

### 4. 情報システム稼働状況の把握・トラブル対応

事業の再開に必要な情報システムについては、稼働状況を確認することが必要です。まずは、電源ケーブルやネットワークケーブルが抜けていないことを確認し、機器本体の電源が入っていることを確認してください。

何からの障害が発生しており、自社で対応することが難しいと判断される場合には、速やかに保守業者に連絡をして、サポートを依頼してください。また、機器本体が破損し、バックアップデータからのシステム復旧が必要となるような場合にも、必要に応じて、保守業者にサポートを依頼してください。

なお、通信回線の障害によって情報システムの利用ができない場合や、保守業者との連絡がつかない場合には、当面の間、手作業等による代替作業が有効とすることがあります。

## 5. 代替調達・代替生産の検討

自社で取り扱っている商品・部品のうち、需要増が見込まれるようなものや、在庫状況が品薄となっているものについて把握し、必要に応じて手配をすることが必要です。しかし、必要な商品・部品が十分に調達できない場合には、代替先からの調達を検討することが必要です。また、工場建屋や製造設備に問題があつて、生産活動が行えない場合には、自社の他工場における代替生産を検討することが必要です。

### ◆確認が必要な項目の例

- ・ 需要増加が見込まれる商品・部品
- ・ 自社での在庫状況の確認・発注
- ・ 代替調達先の手配
- ・ 自社他工場での代替生産の可能性

## VI. 従業員のケア

### 1. 労働関係の相談先

労働関係全般についてお困りの点については、厚生労働省「総合労働相談コーナー」にご相談ください。

(お役立ち情報)

○厚生労働省 総合労働相談コーナー

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

### 2. 給与支払い(自宅待機者を含む)

今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、原則として労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しない(休業手当を支払わなくても労働基準法違反にならない)との見解が厚生労働省より出ております。しかしながら、今回の地震により被災した従業員のみならず、全ての従業員にとって給与は生活続けるうえで重要な資金となります。銀行からの緊急融資や公的機関の各種制度を活用することにより、可能な範囲で従業員に対して給与支払いを継続されることが望まれます。

なお、企業側の都合で従業員を休業させる場合は、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」に該当し、直近過去3ヶ月間の平均賃金の6割を休業手当として支払わなければなりません。

(お役立ち情報)

○厚生労働省 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A(第1版)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015xei.html>

### 3. 労働時間管理

震災後の早期復旧のために、長時間労働や休日労働をお願いしなければならない状況も生じ得ますが、従業員の労働条件については労働基準法により定められています。

ご不明の点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署に問い合わせ、確認することが必要です。

(お役立ち情報)

○東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準監督署、ハローワークの開庁状況について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015q3n.html>

## 4. メンタルヘルスケア

被災者(労働者)は、精神的にも身体的にも疲弊する長時間労働や家族や自宅を失った喪失感により非常に大きなストレスを感じるようになります。このようなストレスにさらされるとケガや感情的な事件が起こりやすくなり、またストレスに起因する疾患を発症しやすくなります。そのため、震災の復旧に関わる労働者の障害や病気のリスクを下記のような方法で予防することが望まれます。

### ◆自分自身で心掛けること

- ・ 食事や睡眠など日常生活のリズムをなるべく崩さない
- ・ 休息を多く取得し、人と話す時間をつくる
- ・ 子供がいるところではできる限り子供と一緒に過ごす時間を確保する

### ◆周囲の方ができること

- ・ 本人のそばにいて、「あなたは本当によくやっている」と支える
- ・ 「がんばって」「時間が経てば忘れる」などの励ましは、かえって本人を傷つけることがあるため注意が必要
- ・ いらいらしたり、怒りっぽい言動があっても、非難したり否定したりせず、また怒りに伴う行動を責めないようにする。「怒るのも当然だ」と受け止め、本人が孤立しないように配慮する

### ◆その他

- ・ 高齢者や幼児、妊婦の方などは、健康維持と安全確保のため、可能であれば被災していない地域へ一時的に避難することも考える
- ・ 身近なコミュニティの災害救済プログラムとサービス(ボランティア等)を利用する
- ・ どこに行けばよいのか迷うときは、保健所・保健センターや精神保健福祉センターに相談する

(お役立ち情報)

○精神保健福祉センターの連絡先

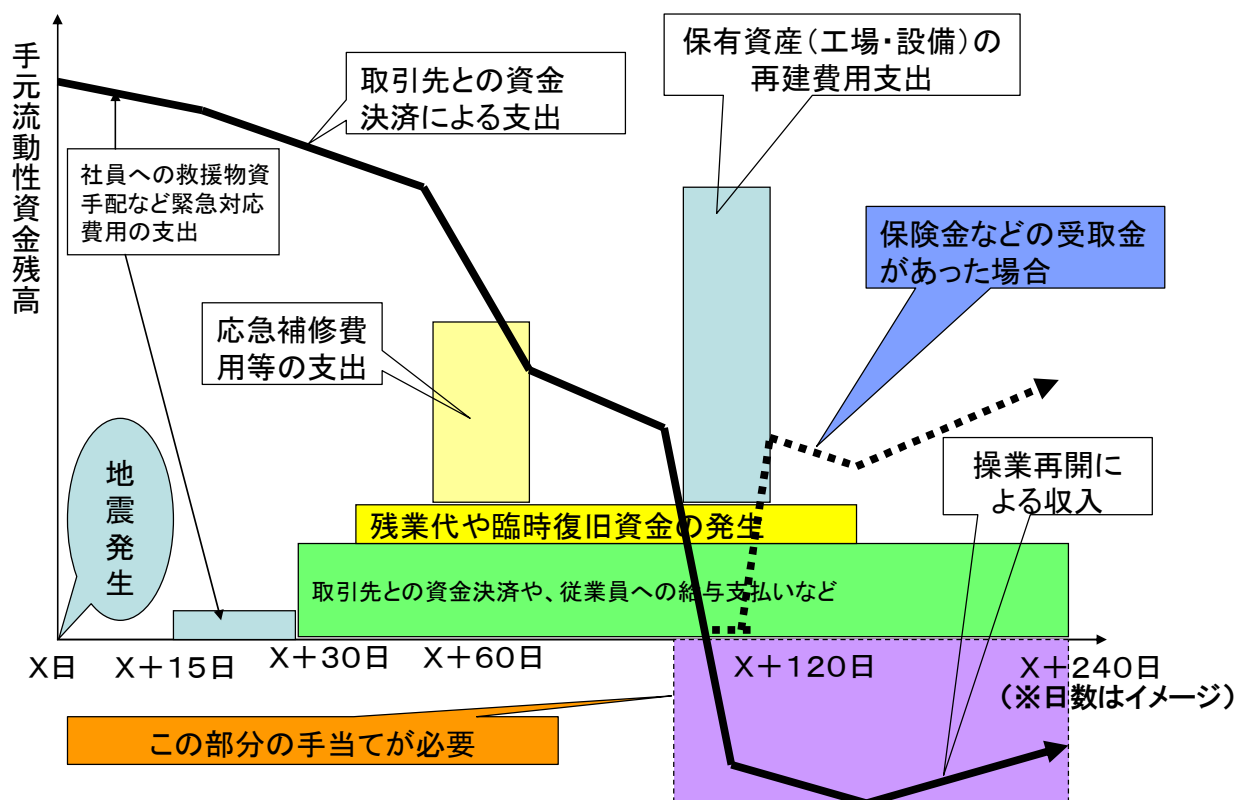
名称	郵便 番号	所在地	電話	受付時間
青森県立精神保健福祉センター	038- 0031	青森市三内字沢部 353 番 92 号	電話 017-787-3951	8:30-17:15
岩手県精神保健福祉センター	020- 0015	盛岡市本町通 三丁目 19 番 1 号	電話 019-622-6955	9:00-16:30
宮城県精神保健福祉センター	989- 6117	大崎市古川旭 五丁目 7 番 20 号	電話 0229-23-0302	8:30-17:15
福島県精神保健福祉センター	960- 8012	福島市御山町 8 番 30 号	電話 024-535-5560	9:00-17:00
茨城県精神保健福祉センター	310- 0852	水戸市笠原町 993 番 2 号	電話 0120-236-556	9:00-16:00

## VII. 事業資金について

### 1. 被害見積り(復旧資金見積り)

地震・津波による被害を見積り、復旧に必要な資金を見積る必要があります。通常の支払いに加えて応急対応資金が必要になるとともに、将来の支払いに備えた準備が必要になります。なお、事業を再開したとしてもすぐに収入が入るとは限りませんので、当面の運転資金も必要になります。

【被災時の資金需要イメージ】



### 2. 罹災証明の申請

罹災証明とは、申請を受けた市区町村が被災状況を現地調査し、確認した事実に基づき発行する証明書になります。重要書類の再発行、保険の手続き、被災者支援の各種制度を利用する際に必要になります。

### 3. 緊急融資、各種支援制度

今回の地震により被害を受けられた皆様が、少しでも早く事業復旧できるように、公的機関等より各種支援制度が制定されております。2011年3月28日時点の主な制度について下記にまとめましたので、ご活用いただくことが有効です。

※注意：下記制度については随時変更される可能性があるほか、その他の支援制度も存在する場合があります。また、対象者や対象地域が限定されているものもありますので、詳細は各取扱機関でご確認ください。

#### ◆事業関係資金

目的	制度名称(取扱機関)	種別	概要
事業 再 建 資 金 ・ 運 転 資 金 な ど	災害復旧貸付 (日本政策金融公庫など)	融資	災害で被害を受けた中小企業者・小規模事業者等に設備資金・運転資金を融資 ・融資期間：10年以内(据置2年以内) ・融資限度額(別枠): 中小企業                    →1億5000万円 国民(小規模事業者)→    3000万円 ※一定の条件下で、金利は、基準利率から0.9%引き下げ(3年間・1000万円が上限)
	農林漁業セーフティネット資金 (日本政策金融公庫)	融資	災害で被害を受けた農林漁業者などに運転資金を融資 ・融資期間：10年以内(据置3年以内) ・融資限度額：原則300万円
	災害関係保証 (各地域の信用保証協会)	保証	災害で直接的に被害を受けた中小企業者が、金融機関から事業再建資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証 ・保証限度：無担保8000万円、 最大2億8000万円 ・保証人は、原則不要 (ただし、代表者保証は必要)

その他	雇用調整助成金 (ハローワークなど)	給付	従業員が出勤できない、原材料が入手できないなど、地震被害に伴う経済上の理由によって、事業活動が縮小した事業主に支給 ・支給額:事業主が支払った休業手当相当額の2/3~9/10 (1日当たり上限あり)
-----	-----------------------	----	---

(お役立ち情報)

◆災害関係の資金に関する情報

- 日本政策金融公庫

[http://www.jfc.go.jp/c\\_news/news\\_bn/news230318.html](http://www.jfc.go.jp/c_news/news_bn/news230318.html)

- 中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック vor.01

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/>

◆雇用調整助成金に関する情報

- 厚生労働省 東北地方太平洋沖地震被害に伴う雇用調整助成金の活用Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a10-1.html>

## 4. 手続等の特別措置

今回の地震による被害は甚大であったため、各種手続などの特例措置が設けられています。詳細につきましては各取扱機関にご確認いただき、ご活用いただくことが有効です。

※注意: 下記制度については随時変更される可能性があるほか、その他の支援制度も存在する場合があります。また、対象者や対象地域が限定されているものもありますので、詳細は各取扱機関でご確認ください。

分野	制度名称(取扱機関)	種別	概要
税	確定申告等の期限延長 (国税庁)	特別措置	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者を対象に、国税に関する申告・納付期限を延長 ※延長後の納付期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととされている

社会 保 険 料	社会保険料、労働保険料の納付 期限延長 (厚生労働省)	特別 措 置	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の事業所を対象に、社会保険料(健康保険、厚生年金保険、船員保険、子ども手当拠出金)、労働保険料の納付期限を延長 ※延長後の納付期限は、災害のやんだ日から2ヶ月以内に定められるが、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととされている
手 形	震災より支払えない手形の特別 措置 (全国銀行協会)	特別 措 置	震災により手形の支払いができない場合でも、「不渡り」扱いとしない ※手形には「震災による」旨の記載をした「不渡付箋」が貼られるが、手形交換所規則に基づく不渡処分(不渡報告への掲載、取引停止処分)は猶予
預 金	預貯金の引き出しにおける本人 確認の特別措置 (各金融機関)	特別 措 置	通帳やカード、印鑑が無くても免許証や健康保険証などを提示すれば預金を払戻し可能(限度額あり)
許 認 可	許認可の有効期間の延長	特別 措 置	運転免許、薬局の開設、医薬品販売業の許可、飲食店営業の許可など、各種の許認可について、有効期間が最長で8月31日まで延長(対象地域限定)
医 療	健康保険証不所持による受診 (厚生労働省・各医療機関)	特別 措 置	被災に伴い健康保険証が提示できない場合でも病院や診療所で受診可
	医療費の患者負担分(窓口負担の支払い)の猶予・免除 (厚生労働省)	免除	住宅が全半壊・全半焼した方、主たる家計維持者が死亡・行方不明の方などを対象に、患者の負担分(窓口負担の支払い)を猶予・免除





TOKIO MARINE  
NICHIDO